

前橋市工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(監督の体制)

第2条 工事を担当する所属長（以下「工事担当所属長」という。）は、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号。以下「契約規則」という。）第31条第1項の規定により、職員に命じ、工事の監督をさせるときは、同条第2項に規定する監督員として、一般監督員及び主任監督員を置くものとする。

2 一般監督員は工事を担当する所属の職員の中から、主任監督員は当該工事を担当する所属の係長以上の職にある者の中から、それぞれ当該工事担当所属長が指定するものとする。

ただし、工事担当所属長が一般監督員に指定することができる職員のうち、会計年度任用職員においては、本市の職員として工事監督員の経験を有する者又は一級若しくは二級建築士等の資格を有する者に限る。

3 前項ただし書きに掲げる職員を監督員に指定することができる工事は、設計金額が130万円以下の工事とする。

4 第1項の規定にかかわらず、工事担当所属長が規模及び技術的条件を勘案し、必要がないと認める工事については、前橋市建設工事低入札価格取扱要領（平成12年4月1日施行）の定めるところにより調査基準価格の設定対象となる工事及び第2項ただし書きに該当する者を一般監督員に指定する工事を除き、主任監督員を置かないことができる。

(監督員の権限等)

第3条 監督員は、契約規則様式第4号の建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第9条第2項第1号から第3号までに掲げるものその他約款の他の条項に定める権限を有する。

2 一般監督員は、前条の規定により主任監督員が置かれたときは、前項の権限を行使するに当たり、重要な事項について、当該主任監督員の指示又は指導を受けなければならない。

3 監督員は、施工前に、受注者に対して工事全般にわたる説明、指示、注意等を行うものとする。

(監督業務)

第4条 監督員が行う監督業務は、次のとおりとする。

(1) 一般監督員

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議

イ 施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

ウ 契約書及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

エ 工事の内容の変更、一時中止、又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告

オ 関連工事との施工等の調整

(2) 主任監督員

ア 受注者に対する指示、承諾又は協議のうち重要なもの

イ 施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾のうち重要なもの

ウ 契約書及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）のうち重要なもの

エ 工事の内容の変更、一時中止、又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の工事担当所属長に対する報告

オ 関連工事との施工等の調整のうち重要なもの

カ 一般監督員に対する指示、指導その他の現場監督総括業務

2 監督員は、前項に規定する監督業務を行うに当たり、受注者に指示、承諾又は協議をするときは、原則として書面により行わなければならない。

3 監督員が第1項に規定する監督業務を行ったときは、必要に応じ、主任監督員にあっては工事担当所属長に、一般監督員にあっては主任監督員（主任監督員が置かれていない場合は、工事担当所属長）にそれぞれ報告するものとする。

（監督の技術的基準）

第5条 監督員が監督を行うに当たって必要とする技術的な基準は、別表の監督業務実施基準（以下「実施基準」という。）のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、当初の契約金額が130万円以下の工事については、実施基準の一部を適用しないことができる。

（監督の引継ぎ）

第6条 工事の途中において監督員の変更があったときは、当該監督員は、速やかに後任の監督員に当該工事に関する事項を引き継がなければならない。

（監督結果の評定）

第7条 監督員は、工事が契約規則第32条第1項第1号に該当するときは、前橋市工事成績評定及び通知公表要領（平成30年4月1日施行）の定めるところによ

り、工事の成績評定を行わなければならない。

(検査の立会い)

第8条 監督員は、契約規則第32条第2項の規定により、立会いを求められたときは、必要な資料等を準備し、検査員が行う検査に立ち会わなければならない。

2 監督員は、前項の場合において、検査員から施工状況について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(監督の委託)

第9条 契約規則第31条第1項の規定により、職員以外の者に委託して監督をするときは、工事担当所属長は、工事の内容、実施基準の内容等を勘案し、監督の方法及び連絡又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

2 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

3 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

4 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

5 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

6 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

7 この要領は、令和4年4月1日から施行する。